

国民健康保険税 コンビニエンスストアでも 納付できます

国民健康保険(以下国保)税は、病気やけがに備え、加入者の皆さんが負担能力に応じてお金を出し合い、医療費などの支払いに充てる大切な財源です。

納税通知書は今月15日に発送

平成18年度分国保税の納税通知書は、7月15日付で、加入世帯に発送されます。今回の納付から、従来の金融機関に加え、コンビニエンスストアでも納付することができるようになりました。これにより、日中多忙な人でも、休日や夜間の納付が可能となりましたので、ぜひご利用ください。

国保税額の内訳は

国保税の算出額は、平成17年中の所得などを基に算定されたもので、医療給付費分と介護納付金分(対象は満40~65歳未満)の合計額となっています(下表参照)。

なお、旧下総・大栄町の加入世帯については、今年度から成田市の制度が適用されるため税率や課税額が変更になります。

区分	医療給付費	介護納付金
所得割税率	6.7% (7.5%)	1.4% (下総1.0%) (大栄0.66%)
資産割税率	適用なし (41%)	適用なし (4.7%)
被保険者均等割額 [1人当たり]	20,000円 (20,000円)	13,000円 (6,000円)
世帯別平等割額 [1世帯当たり]	13,000円 (23,000円)	適用なし (下総4,000円) (大栄4,500円)
課税限度額	530,000円	80,000円

※表中()内は昨年度の下総・大栄町の税率および税額



世帯主がほかの社会保険などに加入していても、世帯員に国保加入者がいる場合、納税通知書は制度上原則として世帯主あてに発送されます。ただし、課税の対象となるのは、国保に加入している(保険証の5~6ページに記載のある)人だけです。

なお、納期は、7月から来年2月までの毎月で、計8回です。

国保税の軽減

前年中の所得が一定額以下の世帯に、均等割額および平等割額の軽減制度があります。ただし、世帯主と加入者全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は適用を受けることができません。申告が済んでいない加入世帯は、速やかに手続きをお願いします。

◎6割軽減…前年中の合計所得が33万円以下の世帯

◎4割軽減…前年中の合計所得が、33万円に世帯主を除く加入者1人当たり24万5,000円を加算した額以下の世帯

※災害などの特別な事情により生活が著しく困難な期間は、分割納付や減免を受けられる場合がありますので、保険年金課へお問い合わせください。

年金 国民年金の特例制度 「追納」をお勧めします

保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例が承認された期間は、保険料を納めた場合よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなってしまう可能性があります。そこで、生活にゆとりができたときは、当時の保険料を10年前までさかのぼって納めることができる「追納」をお勧めします。追納することにより、保険料を納付した場合と同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。ただし、3年目以降の分を追納するときは、当時の保険料に加算額が付きまします。「追納」を希望する人は、佐原社会保険事務所(☎0478-55-1661)までご連絡ください。平成18年度に追納する場合の1カ月分の保険料額は右表のとおりです。

全額免除・学生納付特例	年度	追納額の内訳		追納額
		保険料	加算額	
	平成8年度	12,300	4,180	16,480
	平成9年度	12,800	3,460	16,260
	平成10年度	13,300	2,710	16,010
	平成11年度	13,300	2,100	15,400
	平成12年度	13,300	1,500	14,800
	平成13年度	13,300	930	14,230
	平成14年度	13,300	390	13,690
	平成15年度	13,300	190	13,490
	平成16年度	13,300	0	13,300
	平成17年度	13,580	0	13,580

半額免除	年度	追納額の内訳		追納額
		保険料	加算額	
	平成14年度	6,650	190	6,840
	平成15年度	6,650	90	6,740
	平成16年度	6,650	0	6,650
	平成17年度	6,790	0	6,790

※半額免除は平成14年度開始
(注)追納分は古い年月から順に納めることになっています